

目次

(第I巻)

第1章 総則

第1 目的	2
第2 用語	2
第3 運用上の留意事項	3
第4 基準の適用範囲	3

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い	10
第2 収容人員の算定	51
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い	79
第4 無窓階の取り扱い	103

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位	123
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い	131
第3 政令第9条の取り扱い	148
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い	152
第5 地下連絡路で接続されている場合の取り扱い	164
第6 洞道で接続されている場合の取り扱い	170
第7 小規模特定用途複合防火対象物	173
第8 内装制限	187
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い	189
第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い	217
第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い	223
第12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い	233
第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い	251

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具	261
第2 屋内消火栓設備	271
第2の2 パッケージ型消火設備	331
第3 スプリンクラー設備（閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備）	336
第3の2 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備	377
第3の3 放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備	388
第3の4 ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	416
第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	452
第3の6 パッケージ型自動消火設備（I型を用いるもの）	471
第3の7 パッケージ型自動消火設備（II型を用いるもの）	486-2
第4 泡消火設備（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））	487
第4の2 移動式の泡消火設備	504
第4の3 特定駐車場用泡消火設備	514
第5 不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	544

第5の2 不活性ガス消火設備（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	578
第6 ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	589
第7 粉末消火設備	606
第8 屋外消火栓設備	628
第9 動力消防ポンプ設備	642

（第Ⅱ巻）

第10 自動火災報知設備	646
第10の2 無線式自動火災報知設備	753
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備	759
第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備	770
第11 ガス漏れ火災警報設備	782
第12 漏電火災警報器	799
第13 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	809
第14 非常警報設備	819
第15 避難器具	863
第16 誘導灯	936
第16の2 誘導標識	972
第17 消防用水	989
第18 排煙設備	1006
第18の2 加圧防排煙設備	1026
第19 連結散水設備	1056
第20 連結送水管	1077
第21 非常コンセント設備	1106
第22 無線通信補助設備	1116
第23 非常電源	1128
第24 総合操作盤	1175

第5章 特定共同住宅等

第1 用語の意義・適用範囲	1199
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	1207
第3 位置、構造及び設備の要件	1240
第4 区画貫通及び耐火性能	1253
第5 構造類型	1259
第6 特定光庭の取り扱い	1320
第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	1357
第8 共同住宅用スプリンクラー設備	1365
第9 共同住宅用自動火災報知設備	1383
第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	1404

凡 例

- | |
|--|
| <p>無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）</p> <p>▲：行政指導基準であることを示す印</p> <p>●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印</p> |
|--|